

ふくろうグループ従業員各位

令和5年度における処遇改善加算の分配について

■パートアルバイトについて

- (1) 訪問介護…930円を基本的な賃金とし、220円を処遇改善加算から加算。時給1150円以上の方の場合はそれ以上の金額がベースアップ支援加算によるものとする。
- (2) 共同生活援助…930円を基本的な賃金とし、70円を処遇改善加算から加算。時給1000円以上の方の場合は、それ以上の金額がベースアップ支援加算によるものとする。
- (3) 共生型デイサービス…930円を基本的な賃金とし、20円を処遇改善加算から加算。時給950円以上の場合は、それ以上の金額がベースアップ支援加算によるものとする。
- (4) 就労継続支援B型…930円を基本的な賃金とし、20円を処遇改善加算から加算。時給950円以上の場合は、それ以上の金額がベースアップ支援加算によるものとする。

■正職員について

- (1) 入社1年目の社員…160,000円を基本的な賃金とし、4,000円をベースアップ支援加算。それ以上の金額を処遇改善加算とする。
- (2) 入社2年目の社員…163,000円を基本的な賃金とし、5,000円をベースアップ支援加算。それ以上の金額を処遇改善加算とする。
- (3) 入社3年目の社員…166,000円を基本的な賃金とし、5,000円をベースアップ支援加算。それ以上の金額を処遇改善加算とする。
- (4) 入社4年目の社員…170,000円を基本的な賃金とし、6,000円をベースアップ支援加算。それ以上の金額を処遇改善加算とする。
- (5) 入社5年目の社員…174,000円を基本的な賃金とし、6,000円をベースアップ支援加算。それ以上の金額を処遇改善加算とする。
- (6) 入社6年目以上の社員…入社5年目の社員と同様とする。

■賞与について

上記の規定によって配分しきれなかった分の処遇改善等加算は賞与によって、評価に合わせた金額を支給する。

■特記

- (1) 1つの事業所内で仮に処遇改善加算を配分しきれなかったとしても、別の事業所にて配分することもある。利用者数や人員の差により、事業所毎のケアの負担が異なる為、ケアの量に応じて処遇改善加算を配分するように努める。
- (2) 各事業所に支給された処遇改善加算以上に給与で支給したとしても、ふくろうグループへ返還を求めることはしない。
- (3) 支給された処遇改善加算の総額を知りたい場合は、本社へ連絡すること。